

2022年7月1日

新設分割にかかる事後備置書類

(会社第 811 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー39F
株式会社プロジェクトカンパニー
代表取締役 土井 悠之介

東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー39F
株式会社プロジェクトパートナーズ
代表取締役 藤嶋 祐作

東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー39F
株式会社プロジェクトデジタルマーケティング
代表取締役 新宅 央

株式会社プロジェクトカンパニー（以下「当社」といいます。）は、2022年6月15日付新設分割計画書に基づき、2022年7月1日をもって、①当社の共同参画パートナーの活用等による IT 領域を中心としたコンサルティング事業の一部及び②SNS 運用支援等のデジタルマーケティング事業に関して有する権利義務を、それぞれ、新たに設立する①株式会社プロジェクトパートナーズ（以下「新会社1」といいます。）及び②株式会社プロジェクトデジタルマーケティング（以下「新会社2」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

当社が、本件分割に関して会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条の定めるところにより、開示事項すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2022年7月1日

2. 当社における法定手続きの経過

- (1) 株主による新設分割の差止請求

会社法第 805 条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合(簡易分割) に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

会社法第 805 条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合(簡易分割) に該当するため、会社法第 806 条の規定による手続は行っていません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件分割に際して会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条の規定による手続は行っていません。

(4) 債権者保護手続

当社は、新会社 1 及び新会社 2 に承継する債務について、いずれも併存的債務引受けを行いますので、当社の債権者は、承継債務について、本件分割後も当社に対して債務の履行を請求することができます。したがって、会社法第 810 条の規定による手続は行っていません。

3. 新会社 1 及び新会社 2 が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社 1 及び新会社 2 は、2022 年 7 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された①当社の共同参画パートナーの活用等による IT 領域を中心としたコンサルティング事業の一部及び②SNS 運用支援等のデジタルマーケティング事業に関する権利義務を、それぞれ承継いたしました。新会社 1 及び新会社 2 が承継した資産・負債の額は以下のとおりです。

| | 資産の額 | 負債の額 |
|-------|------------|-----------|
| 新会社 1 | 100,339 千円 | 30,399 千円 |
| 新会社 2 | 131,505 千円 | 31,505 千円 |

※いずれも 2022 年 5 月 31 日現在の当社の貸借対照表に基づく概算値となっております。

4. その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上